

白うめ幼稚園 重要事項説明書

教育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	学校法人原学園
所在地	徳島市国府町矢野字原地 65 番地
電話番号	088-642-2929
代表者氏名	理事長 原 秀樹

2 利用施設

施設の種類	幼稚園	
施設の名称	白うめ幼稚園	
施設の所在地	徳島市国府町矢野字原地 65 番地	
連絡先	電話番号 088-642-2929 ファックス 088-642-5522	
管理者	園長 原 幸子	
利用定員	1号認定	120人
開設年月日	1964年 4月 4日	
事業所番号	××××××××××	

3 サービスの目的・運営方針

白うめ幼稚園（以下「当園」という。）は、学校教育法第22条及び第23条に従って入園する幼児（以下「園児」という。）を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

- (1) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある保育活動をすすめ、園児・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- (2) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた保育環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう保育を行うものとする。
- (3) 当園は、子育て支援と対話・相談を大切にし、親と子の育ちの場となるよう努めるものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	9701 m ²
	園庭	7033 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1000 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	15室	
遊戯室（ホール）	1室	

5 職員の設置状況

当園では、「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」の定める基準を遵守し、教育の実施に必要な職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭	1	1		
教諭	13	13		
助教諭	3		3	
事務員	2	2		
用務員	2	2		
技術員	3	3		

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
副園長（教頭）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主幹教諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
教諭	正規の勤務時間帯（7：30～17：00）（8：00～17：00）（7：30～15：30）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
用務員	正規の勤務時間帯（7：30～17：30の内8時間以内）
技術員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）

※ ローテーションにより、各教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 教諭の勤務については変形労働制（1年間）となります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育の提供を行う日

当園が教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

7 教育の提供を行う時間

当園が教育を提供する時間は、午後保育日が 9 時 30 分から 14 時まで、午前保育日が 9 時 30 分時から 11 時までを標準とする。なお、上記以外の時間帯において、保育が必要な場合は、7時から 19 時の範囲内で預かり保育を提供する。

8 教育・保育の提供を行わない日

当園が教育・保育の提供を行わない日は、次のとおりとします。

- (1) すべての入園児について提供を行わない日
 - ① 日曜日
 - ② 年末年始（12月29日から1月3日）
 - ③ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休
 - ④ 創立記念日（11月8日）
- (2) 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）(1)に加え1号認定子どもについて提供を行わない日
 - ① 夏季休業 7月21日から8月31日まで
 - ② 冬季休業 12月21日から1月7日まで
 - ③ 春季休業 3月21日から4月7日まで
 - ④ 土曜日

9 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- 1 特定教育・保育及び延長保育並びに預かり保育の提供
上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- 2 送迎
希望者には園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。
- 3 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
3歳児		11時30分頃	
4歳児		11時30分頃	
5歳児		11時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

4 その他

希望者には預かり保育（～19：00）を実施します。（ただし、別途利用者負担有）

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村が定める保育料(無償化により無料)
- (2) その他の利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 入園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	笠松医院
医 院 長 名	笠松由華
所 在 地	徳島市山城西 4-13-3
電 話 番 号	0 8 8 - 6 7 9 - 6 3 9 4

(2) 歯科

医療機関の名称	多田歯科・矯正歯科
医 院 長 名	多田哲士
所 在 地	板野郡藍住町矢上字原 263-108
電 話 番 号	0 8 8 - 6 9 2 - 8 2 1 7

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	宇高耳鼻咽喉科医院
医 院 長 名	宇高二良
所 在 地	名西郡石井町石井字石井 635-29
電 話 番 号	0 8 8 - 6 7 5 - 0 7 5 0

(4) 眼科

医療機関の名称	遠藤眼科医院
医 院 長 名	田近智之
所 在 地	名西郡石井町石井字石井 486-1
電 話 番 号	0 8 8 - 6 7 9 - 1 1 1 0

13 緊急時の対応

入園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡後、指定する医療機関または園近隣の医療機関へ速やかに緊急連絡の上、受診治療に同行します。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	窓口担当者 原 幸子 ご利用時間 8:30~17:30 電話番号 088-642-2929 ファックス 088-642-5522 ※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有) ・スプリンクラー (有) ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	学校契約団体傷害保険
保険の内容	AIG 損害保険会社・普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺傷害 1,000,000 円 入院・日額 1,000 円 通院・日額 500 円

※ 詳しくは、別途配布する「〇〇保険のしおり」を御確認ください。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 療育支援について

当園では、鳴門教育大学附属特別支援学校に巡回指導教諭を依頼し、担任が園児の発育や発達、気になる行動等の援助相談をしながら保育をしています。

また、保護者相談の日も設け、お子様の成長の相談や家庭での子育ての不安、心配等の相談受け付けています。

別表

1 入園料

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園料	白うめ幼稚園に在籍して、独自の教育や専門的教育を受ける	60,000 円 但し、在園児兄弟、コスモス幼児教室から入園の場合は割引あり

2 保育料

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	園児が居住する市町村の定める額	無料

3 特定教育・保育の提供に当たって質の向上を図る上で特に必要な対価（上乘せ徴収）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
施設整備・維持費	園庭、園舎、駐車場の管理維持のため	月額 6,000 円 但し、同年に兄弟姉妹で在園の場合、上の子の1人分は半額
教育活動充実費	外部講師による指導保育等のため	月額 2,000 円

4 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用（実費負担）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	各種教材費	月額 3,500 円
冷暖房費	冷暖房費	月額 700 円
給食費	給食食材	4月 1,300 円(5~7 9~3月) 4,500 円
牛乳代	牛乳	4月 1,000 円(5~7 9~3月) 1,600 円
絵本代	絵本代	月額 500 円
バス代	通園バス代	月額 往復 7,600 円 片道 4,000 円 8月は利用回数計算 片道 300 円
保護者会費	保護者会活動経費	前期(4~9月) 3,780 円 6月徴収 後期(10~3月) 3,780 円 10月徴収
制服代他	制服・体操服・保育用品等	実費

※ 実費負担については、年度途中で徴収項目の追加・削除や徴収金額の変更があり得ますが、その場合も事前に説明を行い、同意を得た上で、徴収するものとします。

5 特定教育・保育以外の事業の利用に要する費用

項目				金額
一時預かり	学期中(1回)	平日	14:00~19:00	500円
		土曜日	7:30~11:30	500円
			7:30~15:00	1,000円
			7:30~19:00	1,500円
	長期休み(1回) 夏・冬・春休み	7:30~11:30	500円	
		7:30~15:00	1,000円	
		7:30~19:00	1,500円	

※上記すべて 18:00~19:00 の利用の場合は、別途 100 円 (1 回) 必要となります。

白うめ幼稚園利用説明書

総則

- ・この幼稚園は学校教育法第77条及び78条に従い幼児を保育し、よりよき環境のもと、その心身の発達を助長することを目的とする。
- ・この幼稚園は「白うめ幼稚園」という。
- ・この幼稚園の市は徳島市国府町矢野字原地65番地におく。
- ・この幼稚園に入園できるのは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

保育年限、保育期及び休業日

- ・この幼稚園の保育年限は1年及び2年、3年とし、満3歳児に達した幼児は4年とする。
- ・1年を次の3保育期に分ける。
第1保育期 4月1日～8月31日まで 第2保育期 9月1日～12月31日まで
第3保育期 1月1日～ 3月31日まで
- ・休業日は次のとおりとする。
1 日曜日 2 土曜 3 夏期休業 7月21日～8月31日まで
4 冬期休業 12月21日～1月7日まで 5 春期休業 3月21日～4月7日まで
6 創立記念日 11月8日 7 国民の祝日等法律に規定する日
- ・保育を提供する時刻は、次のとおりとする。
午後保育 9時30分から14時まで 午前保育 9時30分から11時まで
- ・1日の保育時間は4時間30分を基準とし、延長保育希望者には延長保育を提供する。
尚、延長保育は7時30分から始業時刻までと、保育終了時から19時までとする。

保育料・入園料並びに諸経費

- 入園料は60,000円とし、教育充実、施設維持等に充てる。入園料は入園許可後直ちに納入しなければならない。但し、兄弟姉妹が同時入園の場合、入園料を半額免除する。コスモスを終了後、白うめ幼稚園へ入園する場合は、3分1免除する。
- ・保育料（月額）は、園児が居住する市町村が定める額とする。
- ・施設整備維持費（月額）6,000円・教育活動充実費（月額）2,000円並びに教材費（月額）3,500円とする。但し、同年に兄弟姉妹で在園の場合、上の子の1人分は施設整備維持費を半額免除する。
- ・スクールバス利用者は、月額7,600円とする。
但し、8月は利用回数計算をする。
- ・所定の保育料・入園料その他を、正当の理由を届けずに納入しない時は、入園を取り消すことがある。
- ・既納の保育料・入園料等は理由の如何にかかわらず返還しない。

上記の幼稚園利用説明書をご確認の上、下記の同意書に記入して、提出して下さい。

— — — — — き り と り — — — — —

私は、白うめ幼稚園利用説明書の内容に同意しました。

年 月 日 住 所 _____
保護者名 _____
園 児 名 _____
園児との関係 _____

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の教育・保育施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

白うめ幼稚園

園長 原 幸子 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：